平成２１年（フ）第２８５号
山口県下関市一の宮東町１丁目392番地、住民票上の住所山口県下関市長府侍町２丁目１番23号
債務者　高橋　浩子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３１０号
山口県下関市新地町１番１―704号　市営新地住宅１
債務者　松澤　　繁
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３１９号
山口県下関市熊野町３丁目９番12号　フレグランスＴ・Ｍ―Ａ号、前住所山口県下関市熊野西町７番13号
債務者　吉積　孝行
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３３０号
山口県下関市大字小月町2493番地１　メゾン井上３号、前住所北九州市八幡西区御開３丁目５番11―401号
債務者　吉富　稲子（旧姓蒲原）
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３４２号
山口県下関市熊野町３丁目14番６号
債務者　広中瑞貴こと　申　　瑞貴
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３４４号
山口県下関市熊野西町３番３―502号　市営熊野西３住宅
債務者　福島　陽子（旧姓新谷）
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３５１号
山口県下関市新地町４番１―301号　市営新地住宅４
債務者　溝部かづみ
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３５３号
山口県下関市安岡町２丁目５番８―402号　山口アパート
債務者　田口　満樹
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３５９号
山口県下関市秋根北町９番25―103号　パレス新下関
債務者　石田　文彦
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第５０５号
青森県下北郡東通村大字白糠字赤平442番地２
債務者　相内　リカ
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４６号
青森市造道３丁目１番１号　コーポパークサイド202号
債務者　高杉　和彦
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５８号
青森市大字内真部字平岡108番地
債務者　木村　由紀
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６６号
青森市浜館２丁目11番地21　コーポおおとり６号館105号
債務者　木浪五月二
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８５号
千葉県野田市山崎1807番地の５　山崎ハイツ101号
債務者　田中　　稔
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６６９号
千葉県野田市上花輪新町16番地の15　ガーランド花輪103
債務者　高橋　仁美（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７０５号
千葉県松戸市常盤平７丁目３番地常盤平公団住宅２街区15棟407号
債務者　柳田　義貴
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部